

# 福岡県公報

平成二十九年一月十三日  
第三千八百五十八号  
増刊 ①

## 目次

### 選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

### 再 掲

○福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

(文化振興課) …………… 一

○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(総務事務厚生課) …………… 二

## 選挙管理委員会

### 福岡県選挙管理委員会告示第五号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十三日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 己

一 病院 大牟田市の表中

三宅病院

〃 東新町二丁目二番地の五

を

日の出町すぎ病院

〃 東新町二二二一五

に改める。

二 老人ホームの表中

社会福祉法人内野会本陣園

〃 内野三二六二番地

を

特別養護老人ホーム本陣園

〃 長尾八八四一

に、

特別養護老人ホーム第二長寿園

〃 福智町金田一二五七の二の一

を

福智町立養護老人ホーム天郷荘

〃 上野三〇五八一八

を

慶寿園

〃 上野字郷の谷三七五番地三

を

特別養護老人ホーム第二長寿園

〃 福智町金田一二五七一二一

に改める。

慶寿園

〃 上野字郷の谷三七五一三

## 再 掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

福岡県知事 小 川 洋

### 福岡県規則第六十九号

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則（平成十七年福岡県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、金曜日及び土曜日は、午前九時三十分から午後八時まで（入館は、午後七時三十分まで）とする。

第七条第一項中「百分の百二十」の下に「（金曜日及び土曜日の午後八時以降の場合においては百分の百四十四）」を加える。

別表第三中

普通自動車

を

普通自動車  
準中型自動車

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第七条第一項の改正規定及び次項の規定は平成二十九年一月四日から、別表第三の改正規定は同年三月十二日から、第三条第一項の改正規定は同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第七条第一項の規定は、平成二十九年四月一日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第七十号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則（昭和四十三年福岡県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第五号中「職員と同居している」を削り、「掲げる者」の下に「（口に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第二条の五の規定は、この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。